

測量法（昭和24年法律第 188 号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成21年10月 2 日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量、応用測量及び河川測量
- 2 作業期間 平成21年 7 月28日から平成22年 3 月 1 日まで
- 3 作業地域 鳥栖市、神崎市及び三養基郡みやき町